

平成30年度

上越市新産業創造支援事業補助金

～新技術・新商品開発を強力にサポート！～

目的

当補助制度は、地域産業の技術の高度化及び新たな事業分野への進出等を推進するため、市内中小企業等の皆さんが行う新技術・新製品の研究開発事業に要する費用の一部を補助するものです。

募集期間

平成30年4月2日（月）から6月1日（金）まで ※第2次募集はありません

補助対象者

市内で新技術や新製品の研究開発事業を行う中小企業者等の皆さんで、応募時点で納期が到来している市税を全て納付していることが必要です。

補助対象事業

事業種類	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助限度額等
①一般研究 開発事業	市内中小企業者、 中小企業等事業協 同組合等の方 ※市税に滞納がな いこと。	企画・設計から試作品 開発までの事業	研修・技術指導費 設備費 原材料費 外注加工費 人件費	200万円 (補助率1/2) (注1)農商工連携及び 大学等研究協力機関等 との連携による事業 は、補助率2/3
②特定研究 開発事業 (注2)	市内中小企業者を 主とする任意のグル ープの方、中小 企業等事業協同組 合等の方 ※市税に滞納がな いこと。	調査、企画・設計から 試作品開発、販売プロ モーションまでの事業	調査費 研修・技術指導費 設備費、原材料費 外注加工費 人件費 販売プロモーション にかかる経費	300万円 (補助率2/3)
③新市場開 拓・商品 化事業 (注3)	市内中小企業者、 中小企業等事業協 同組合等の方 ※市税に滞納がな いこと。	開発した製品・技術を 市場化（商品化）する ための事業 ・試作、改良、実験又は 品質検査の事業 ・デザイン等の改善事業 ・求評事業	研修・技術指導費 印刷製本費 委託費 マーケティング 活動費	100万円 (補助率2/3)

※申請書、事業計画書は、平成30年4月1日以降、市ホームページにてダウンロードできます。

(注1)農商工連携

[要件]

- ①中小企業者と農林漁業者が有機的に連携すること。
- ②それぞれの経営資源を有効に活用したものであること。
- ③新商品又は新役務の開発、生産・提供、需要の開拓を行うものであること。
- ④中小企業の経営の向上及び農林漁業の経営の改善が図られること。

(裏面に続きます)

(注2) 特定研究開発事業

※特定研究開発事業とは、一般研究開発事業のうち、複数の企業が連携し、かつ、地域への波及が大きい事業のことです。

※この事業は最長3年間の補助を受けることが可能です。

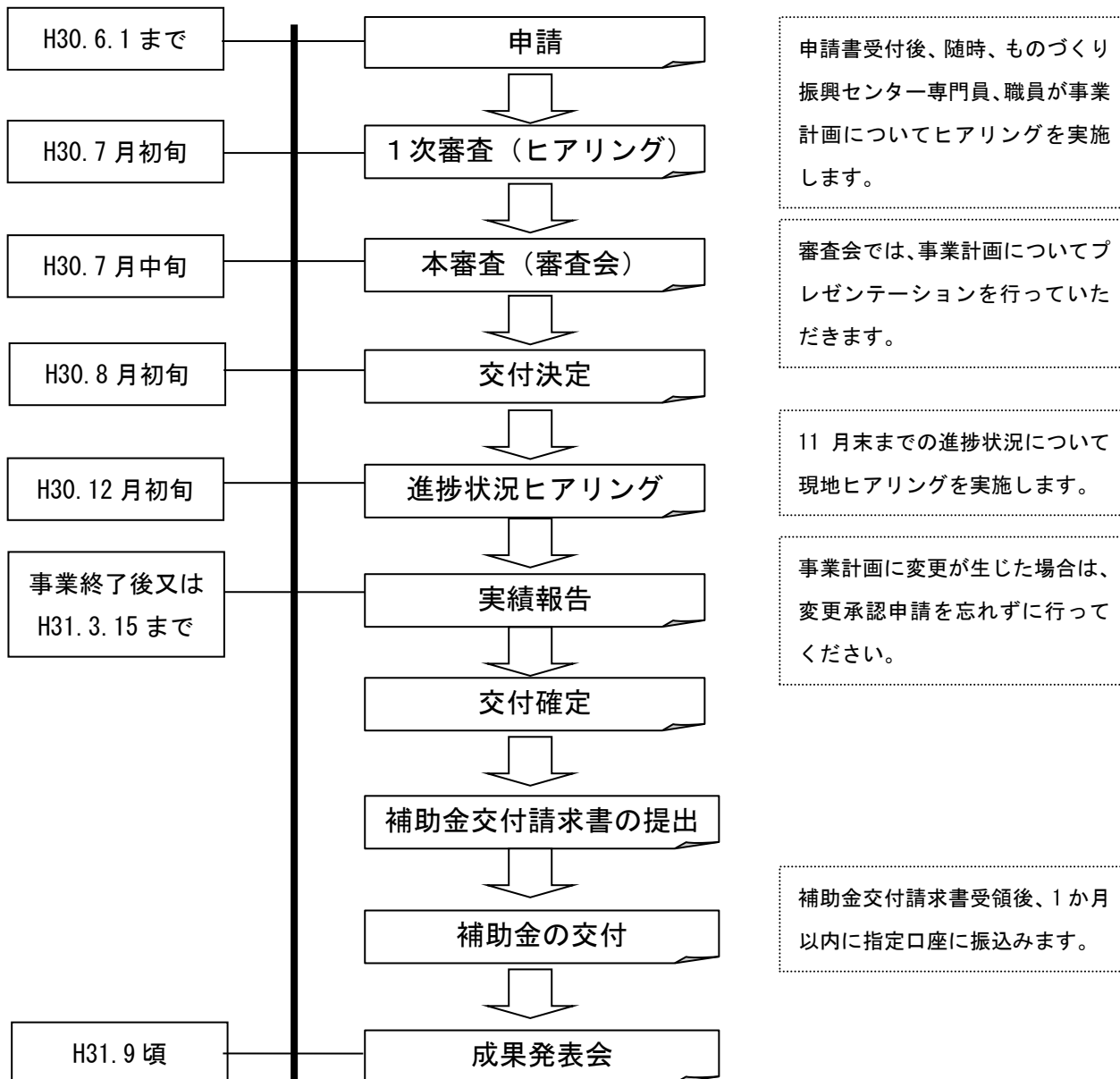
- ①上越ものづくり振興センター運営協議会により設置された部会で承認を受けること。
- ②複数の企業の連携による研究開発であること。
- ③地域への波及効果が高いと認められるもの。

(注3) 新市場開拓・商品化事業

- ① ②の事業や、国、県その他の団体が行う支援事業により研究開発した製品又は技術を、市場開拓又は商品化のために行う事業

申請から補助金支払いまでの流れ

※このスケジュールは、応募状況等により変更する可能性があります。



本事業で、研究・開発した製品、技術の市場化、事業化を推進するため、「メイド・イン上越推進事業」で、販路開拓を支援します。

◆◆提出先・問合せ先◆◆

上越市産業観光部産業振興課 上越ものづくり振興センター

〒943-0821 上越市土橋 1914-3 上越市市民プラザ 2 階

TEL 025-522-2666 FAX 025-522-2678